

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害・感染症リスク

① 地震

ア) 当市に影響を及ぼす地震

埼玉県地震被害想定調査において、当市に対して最も影響を及ぼすと考えられる地震は、関東平野北西縁断層帯（破壊開始点：南（以下略））と想定している。

市内における震度分布（最大震度）

東京湾 北部地 震	茨城県 南部地 震	元禄型 関東地 震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
			破壊開 始点北	破壊開 始点中 央	破壊開 始点南	破壊開 始点北	破壊開 始点南
5強	5強	5強	7	7	7	6弱	6弱

イ) 関東平野北西縁断層帯による地震について

関東平野北西縁断層帯による地震（マグニチュード8.1）では、市の北東部を中心に広範囲にわたり激しく揺れ、多くの地域で震度6強に達し、一部では震度7になる。

液状化の発生する可能性は都幾川流域周辺で高く、また、市の中央部を中心に揺れによる建物被害が大きく、火災も多く発生すると予想される。

揺れ（液状化を含む）による建物被害は全壊と半壊で9,000棟を超え、人的被害は1,700人を超える死傷者の発生が予想されている。

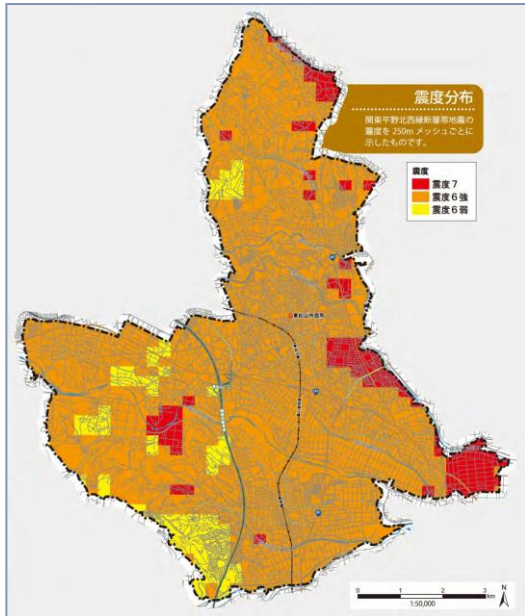


ウ) 地震ハザードマップから見る建物倒壊危険度

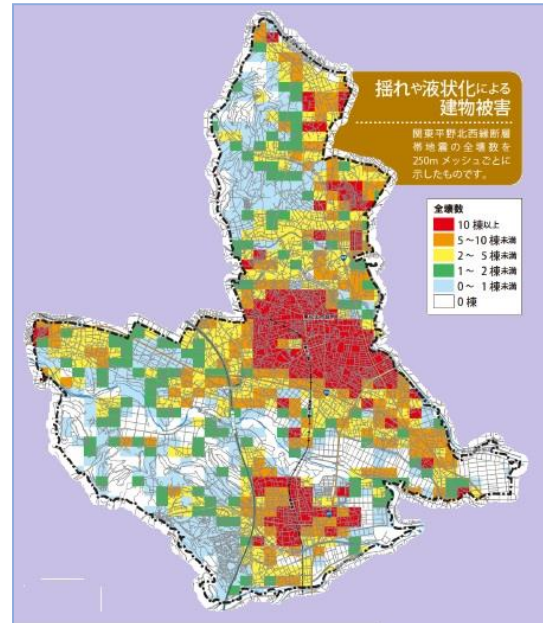
当市が今後30年間に、ある震度以上の揺れに見舞われる確率は、地震ハザードステーション（J-SHIS）によると、震度5弱で94.2%、5強で53.2%の確率で発生すると診断されている。

□ 30年、50年地震ハザード			
超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	94.2
		震度5強	53.2
		震度6弱	10.7
		震度6強	0.6
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	6弱
		6%	6弱
		2%	6弱
	50年	5%	6弱
		10%	6弱
		39%	5強
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	3%	60.1
		6%	50.7
		2%	73.1
	50年	5%	59.8
		10%	50.1
		39%	31.3

また当市のハザードマップを見ると、当会を含む近隣地域において揺れや液状化による建物被害の全壊数は10棟以上である。



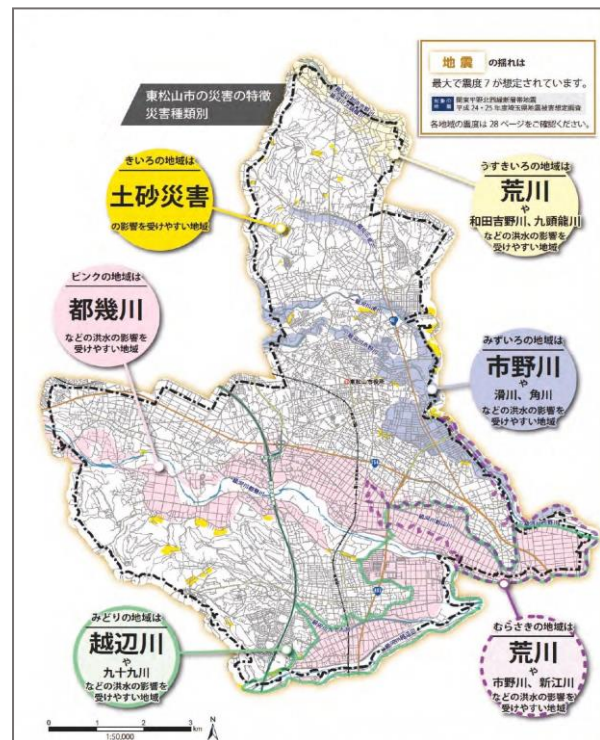
【出典：東松山市ハザードマップ】
地震ハザードマップ 震度分布



【出典：東松山市ハザードマップ】
地震ハザードマップ 揺れや液状化による建物被害

②土砂災害

市内の土砂災害等危険箇所は、全域で49箇所
にわたり、市内全域にわたり点在している。
(右記図黄色塗りつぶし部分参照)

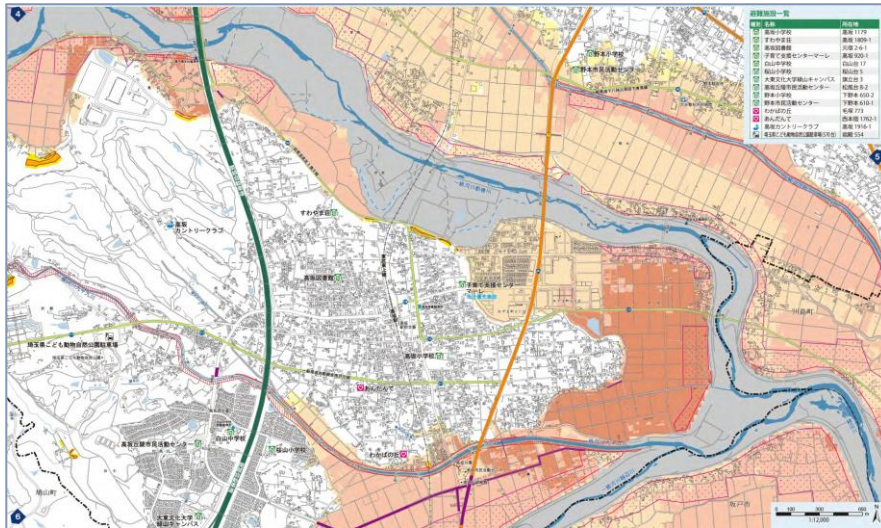


【出典：東松山市ハザードマップ】
気づきマップ

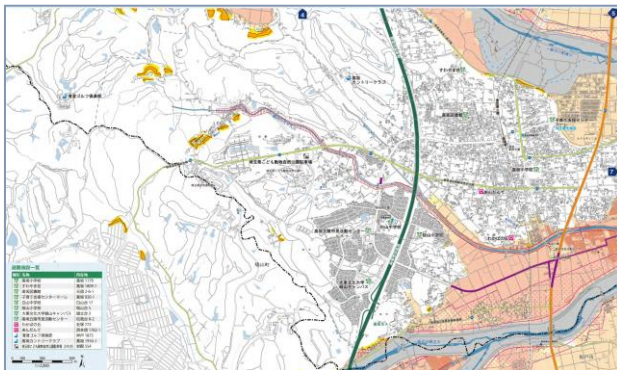
③洪水災害

当市における地区別の水害リスク危険箇所数は以下の通りで市内全域に 7 地域あり、主に、記憶に新しい令和元年の令和元年度東日本台風で甚大な被害のあった高坂地区、唐子地区、野本地区が挙げられる。(下記図参照)

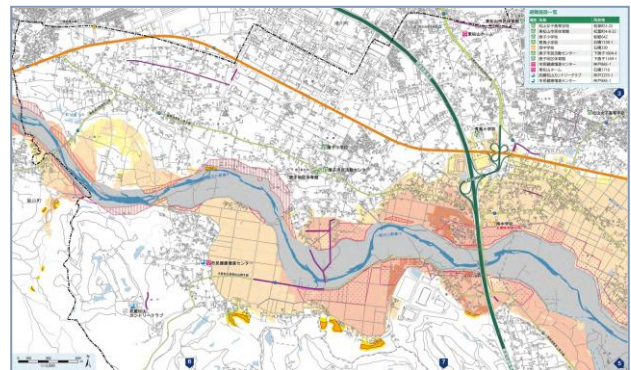
令和元年度東日本台風による被害は、市内の 1 水系 3 河川において、7 箇所の堤防が決壊・欠損し、河川の氾濫による浸水被害があった。中でも最も甚大な被害のあった早俣地区では 92 世帯が全戸全壊するという大きなものであった。



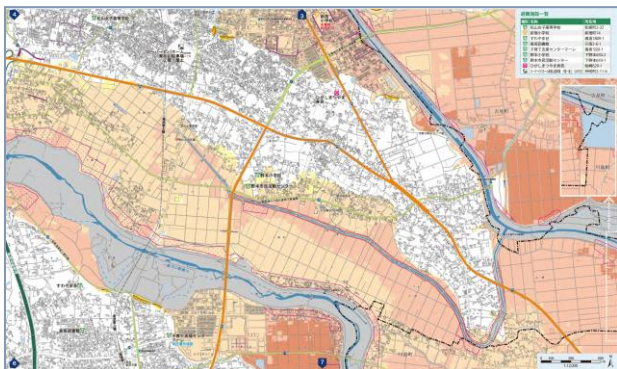
【高坂地区（都幾川流域 早俣地区）】 ※令和元年度東日本台風で最も甚大な被害のあった地域



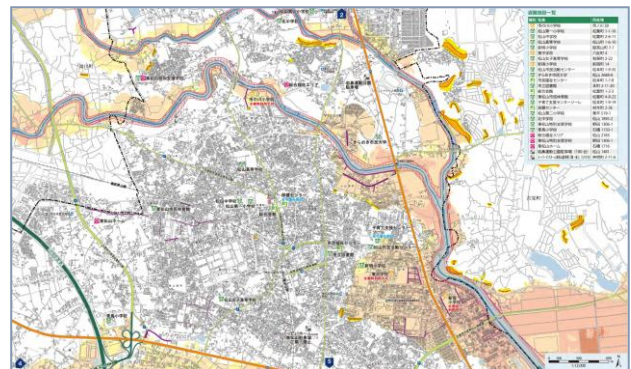
【高坂丘陵地区（越辺川・九十九川流域）】



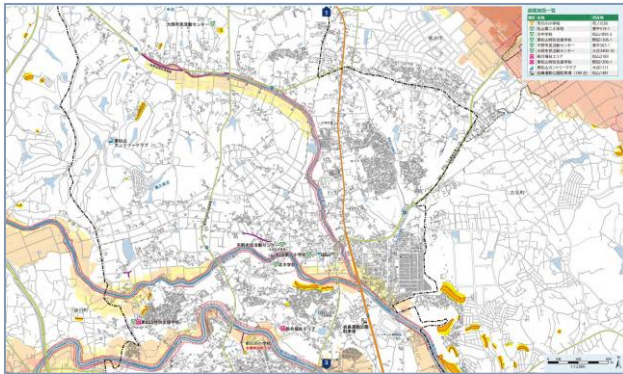
【唐子地区（都幾川流域 坂東山付近）】



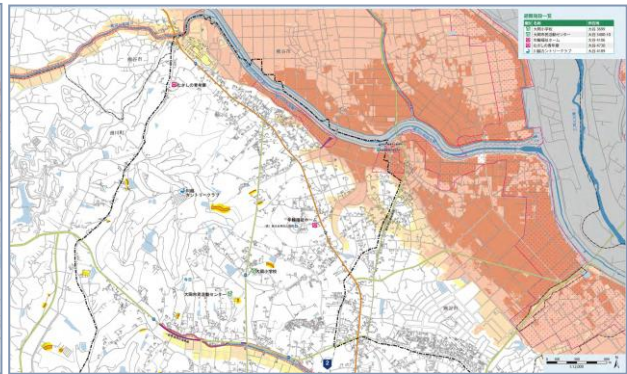
【野本地区（都幾川流域）】



【松山地区（市野川流域）】



【大岡・平野地区（市野川流域）】



【大岡地区（荒川流域）】



④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように次々と新種株が出現し、感染状況は一進一退を繰り返しており、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

当市の商業者は、東武東上線東松山駅及び高坂駅を中心に商業・サービス業の小規模事業者が点在しているほか、駅周辺地域の他、幹線道路沿いに大型商業施設大型ショッピングモールが存在している。工業者については、東松山インターチェンジ周辺や国道254号線沿いに工業団地が形成され、交通の利便性が高いことが客観的にも証明されていると言える。

産業別事業所数は、平成28年の経済センサスによると、平成24年の3,503社と比較して、直近の平成28年は3,455社であり1.4%減少している。これは微減というわけではなく、零細商店等の廃業が多いものを、大型商業施設の出店及び企業誘致による進出が補っているものである。

産業分類で比較すると、第1次産業は平成24年の11社から平成28年は10社となり9.09%減少、第2次産業は平成24年の660社から平成28年は640社となり3.03%減少、第3次産業は平成24年の2,832社から平成28年は2,805社となり0.95%減少となっており、すべての産業で減少している。

①当市の事業所数の推移

【商工事業者数の内訳】

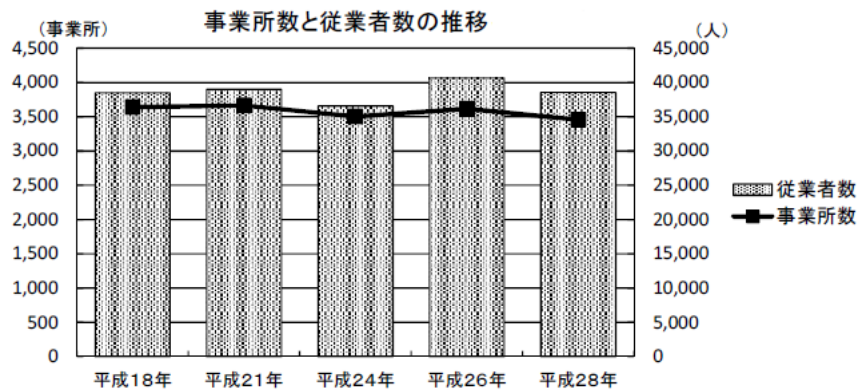
製造業	建設業	卸売業 小売業	飲食店 宿泊業	医療、福祉	サービス業	その他	合計
295	344	903	485	323	654	451	3455

【参考文献：平成28年経済センサスに基づく「統計ひがしまつやま」より】

- ・商工業者数 3,455 社（内商工会員数 1,839 件（令和3年4月1日現在））

平成28年において、最も多い業種は卸売業・小売業で903社、次いで宿泊業、飲食サービス業で485社、次いで生活関連サービス業、娯楽業の346社、建設業の344社となっており、商業サービス業が盛んな街と言える。また、輸送用機器産業発展で栄えてきた当市の製造業は295社で平成24年と比較して2.6%の減少で工業団地を含めたものづくり力は微減している。

事業所・企業



(3) これまでの取組

①東松山市商工会の取組

ア) 当会の危機管理マニュアル及び事業継続計画 (BCP) の作成

当会は、危機管理マニュアル及び事業継続計画 (BCP) 策定には至っていない。事業継続力強化支援計画と並行して策定を進め、令和4年3月末までに危機管理マニュアルの策定、令和5年3月末までに事業継続計画 (BCP) 策定を予定している。現状は、埼玉県商工会連合会から提供されるLINEワークスによる職員安否確認及び商工会災害システムによる被害状況把握ツールを備えているのみとなっている。

イ) 事業者への事業継続計画 (BCP) または事業継続力強化計画の策定支援

事業継続計画の必要性について、巡回時・窓口相談等により周知を行っている。ものづくり補助金等の取組と並行して事業継続計画 (BCP) 又は事業継続力強化計画策定希望のあった事業所に対しては、専門家派遣制度を活用するなどして相談支援を行っている。また、事業者向けの事業継続計画 (BCP) 作成セミナーを開催し、事業継続計画 (BCP) 及び事業継続力強化計画の作成支援を行っている (令和3年9月開催実績3社)

ウ) 損害保険等への加入促進

全国商工会連合会のスケールメリットを活かした「ビジネス総合保険」「業務災害補償プラン」「情報漏えい賠償責任保険制度」「休業補償プラン」などと総合火災共済、埼玉県

火災共済協同組合の保険商品を小規模事業者に対する火災や地震、水災等のリスク回避の一つの手段としての普及及び加入促進を行うことで災害に備えている。

エ) 感染症に対する取り組み

新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域の事業者支援については「東松山市新型コロナウイルス支援に関する個別相談会」を当会事務所内に開設し、経営指導員による各種相談対応に加えて、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士などの専門家を招聘して個別相談に対応している。

②東松山市の取組

ア) 防災訓練の実施市では、災害への備えとして総合防災訓練、職員参集訓練、職員図上訓練等を行っている。また、自主防災組織の防災訓練について補助金を交付し支援している。

イ) 防災用資機材の整備・食料等の備蓄 市民の生活を確保するため、地域防災計画で備蓄量の目標を定め、防災用資機材の整備及び食料等の備蓄を行っている。現在では、新型コロナウイルス感染症の対策用品も購入して備蓄している。

ウ) 東松山市地域防災計画の修正（令和 3 年度実施）災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正、埼玉県地域防災計画の修正をはじめ、令和元年東日本台風での災害対応や、新型コロナウイルス感染症への対応などを踏まえ、東松山市地域防災計画を修正している。

エ) 東松山市ハザードマップの改定（令和 3 年 4 月）これまでの水害ハザードマップと地震ハザードマップを見直して、令和元年東日本台風の記録や水害リスクと取るべき行動等の学習情報を掲載し、新たな「東松山市ハザードマップ」を作成した。市民へは、自治会等を通じ広報誌 4 月号と併せて配布した。

オ) 土のうステーションの設置（平成 29 年 7 月設置）集中豪雨や台風による浸水被害に備え、市民の方が自由に土のうを持ち出せる設備を各地区センターに整備した。自発的な災害対策の啓発活動と併せて、市民の防災活動の支援を行っている。

カ) 緊急速報メールの配信開始（平成 24 年開始）災害時における災害・避難情報等を、回線混雑の影響を受けずに特定のエリアに対して一斉配信するためのサービスを契約している。市では平成 24 年 7 月 13 日から運用を開始した。

II 課題

当地域における課題

① 緊急時における連携体制等の整備

現状では緊急時の初動対応や被害状況把握のスキームについて当会と当市の間で具体的な取り決めはできておらず、連絡網やマニュアル等のツールも整備されていない。

② 災害リスク及び事業継続計画（BCP）の情報提供・周知の徹底

令和元年度東日本台風による河川周辺地域での洪水災害は甚大なものであったが、市全体としては、以前より自然災害の少ない地域であるとの認識が根強く、被災地域以外の事業者自身の災害リスクへの認識が高まっているとは言えない。従って、殆どの事業者が事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を未策定の状況で、被災時の事前準備が不十分であると言える。

- ③ 計画策定支援の知識・スキルの向上
事業継続計画（BCP）策定に関する支援スキルが不足している。また、万が一の際に備える損害保険、火災共済等に対する適切な助言を行えるスキルも不足している。埼玉県火災共済協同組合や東京海上火災保険㈱等との連携を強化し、的確な助言を行える体制づくりが必要となる。
- ④ 発災時の早期業務復旧の体制づくり
発災時、被災事業者への早期復旧支援の開始が求められるが、初動対応時を想定した行動マニュアルの作成や事業所支援ツールの確保など、事前準備の必要があるが不十分である。

Ⅲ目標

上記課題に対して、当会と当市は以下の目標を設定する

- ① 復旧支援を実施するための連携体制構築
発災時における当会と当市の連絡網等の連携体制を構築する。また、連携する埼玉県商工会联合会や埼玉県火災共済連合会、損害保険会社、関係機関とノウハウや各ツールを共有し、全職員で活用できるような体制を整える。
- ② 管内事業者への災害リスク及び事業継続計画（BCP）の情報提供・周知の徹底
市内事業者に対する巡回時に、当市が作成したハザードマップや令和元年度東日本台風の際の被害状況、復旧までの流れや課題や、国・県からの様々な施策などの事例を紹介することで、災害リスクや初動対応の重要性などの認識を促すとともに、災害に対する備えへの対策の周知を図る。
併せて、計画策定を行った事業者への、取組状況の確認などのフォローアップを行う。
- ③ 計画策定支援の知識・スキルの向上
受講が義務付けられている職員研修会でBCPに関連する研修会参加か、埼玉県火災共済協同組合や東京海上火災保険㈱等の連携団体による事業者向けセミナー開催への参加を選択できるようにすることで、支援に必要なノウハウ取得の機会をつくり支援体制の強化を図る。
- ④ 発災時の早期業務復旧の体制づくり
当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後から復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成する。

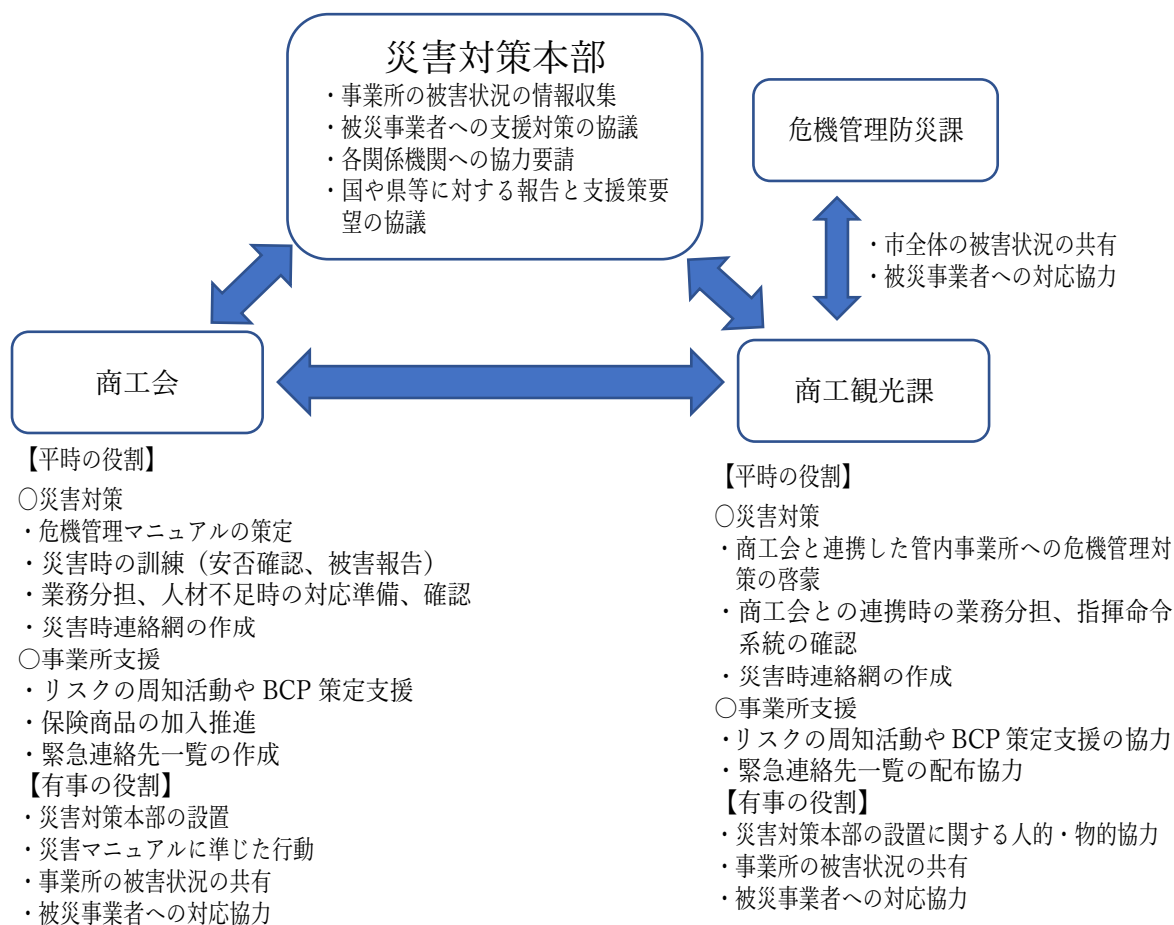
※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
2022年4月1日～2027年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容
・東松山市商工会と東松山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。



I. 事前の対策

当市の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう対策する。

①小規模事業者に対する災害リスク、及び新型コロナウイルス等感染症リスクの周知・啓発
管内小規模事業者に対する事業継続計画（BCP）の必要性について普及・啓発を目的として、東松山市商工会で下記の取組を行う。

ア) 経営指導員等による災害リスクの周知・啓発

・巡回経営支援時に、東松山市のハザードマップや警戒情報を用いながら、それぞれの事

業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所などについて事業者と確認することで、防災への意識・関心の向上を図る。

また、リスクや被害を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、火災保険等の損害保険、共済加入等）の手段について説明及び助言をすることで周知を図る。

- ・巡回経営支援時に、新型コロナウイルス等感染症のリスクや事業に与える影響（売上激減、固定費の負担大等）を軽減するための対策を助言する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うと共に、今後の感染対策につながる支援、助言を行う。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITを整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・事業継続に関する公的支援（補助金、助成金、給付金等）の活用や新しい生活様式に対応した多様な働き方に関する事業環境の整備（テレワーク、リモートワーク、コワーキングスペース等）を促進する。

イ) 広報ツールによるリスクの周知・啓発

当会及び当市のホームページ、会報、並びに市広報において、国・県・市の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、実効性のある防災・減災、感染症対策の具体的な取り組みの周知を行う。

ウ) 事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定支援

小規模事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続力強化計画による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導、及び助言を行う。

エ) 事業継続計画（BCP）・感染症対策セミナー

- ・事業継続に関する普及啓発と、さらに経営を発展させていく積極的な対策に関するセミナーを開催する。
- ・セミナーの中で、事業者が事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定に際し活用できる補助金等について、紹介及び助言する。
- ・リスクファイナンス（保険・共済加入促進）による事前対策を行う。

②商工会自身の事業継続計画（BCP）の作成

- ・当会では、「事業継続計画（BCP）」を令和5年3月末までに策定を予定している。

③関係団体等との連携

セミナー、個別相談会、専門家派遣による支援を、埼玉県商工会連合会、埼玉県よろず支援拠点、埼玉県火災共済連合会、東京海上日動火災保険株式会社など関係機関の協力を得ながら実施する。

セミナー終了後には同保険会社や同連合会及び関係機関の専門家派遣制度を活用し、事業継続計画（BCP）の策定を促進していく。

また、感染症に関しては、収束時期が予測できないことから、リスクファイナンス対策として各種保険商品（感染症特約付き休業補償など）の紹介も実施する。

④フォローアップ

ア) 小規模事業者の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続力強化計画の進捗について、経営支援員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

イ) 毎年2回の当会会員を対象として実施予定している経済動向調査アンケートの中に、事業継続計画（BCP）に関する項目を設け、取組状況や策定状況等の把握に努める。

ウ) セミナーを受講した事業者を中心に、事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の取組状況の確認を行い、策定に興味のある事業所を優先して支援にあたる。

エ) 連携先の埼玉県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社と協力して、リスクマネジメントの取組の一環としての事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画策定支援やビジネス総合保険などのリスクヘッジのツール活用促進に努めるほか、当会が開催する事業継続力強化計画（BCP）・感染症対策セミナーへの参加を誘導する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

ア) 当会と当市の連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。

イ) 当市が、防災の日（9月1日）に合わせ実施する防災訓練に当会も参加するほか、年1回、当会、当市職員によるマニュアルに沿った初動対応の確認を実施する。

ウ) 感染症等の影響による職員減少に備え、職員の多能工化（職員が複数の重要業務を実施できるようにしておき、欠勤者が出た場合に代替要員とする）を推進する。

II. 発災後の対策

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であるという観点に立った上で、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡、情報共有を行う。

①商工会災害対策本部の設置

ア) 災害発生後直ちに、商工会長を本部長とする「災害対策本部」を商工会に設置する。

イ) 災害対策本部のメンバーは、商工会幹部役員及び事務局長、法定経営指導員に加えて、市環境産業部職員2名で構成し、当会と当市のスムーズな連携を図る。

②応急対応の実施可否の確認

ア) 発災後直ちにLINEワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況把握を行う。その際には、職員のみならずその家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、災害対策本部で共有する。

イ) 管内で感染者発生後には、職員の体調確認を義務付けて行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の基本的な対策を徹底する。

ウ) 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による緊急事態宣言が発出された場合は、東松山市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

エ) 当会では、災害対策本部における現状把握、検討課題などを踏まえて、今後の対応について協議・判断した結果を、緊急の理事会（役員会）を招集し、これを報告する。必要な要望などがある場合には、それを災害対策本部に協議を依頼する。

②応急対策の方針決定

ア) 災害対策本部を中心に、当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を定める。

イ) 職員の勤務に関しては、自身の目線で命の危険を感じる災害状況の場合は、出勤せず、まず安全確保を優先し、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。

ウ) 職員全員が被災する等により応急対応ができない場合は、市環境産業部職員にも応援要請をして役割分担を決定する。

当会については、市内に居住のある職員が在籍しているため、災害時においても、若干名は出勤できる可能性も想定される。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 市内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 市内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 市内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 市内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当会と当市は被害情報を以下の 間隔を目安に状況に応じて共有する。

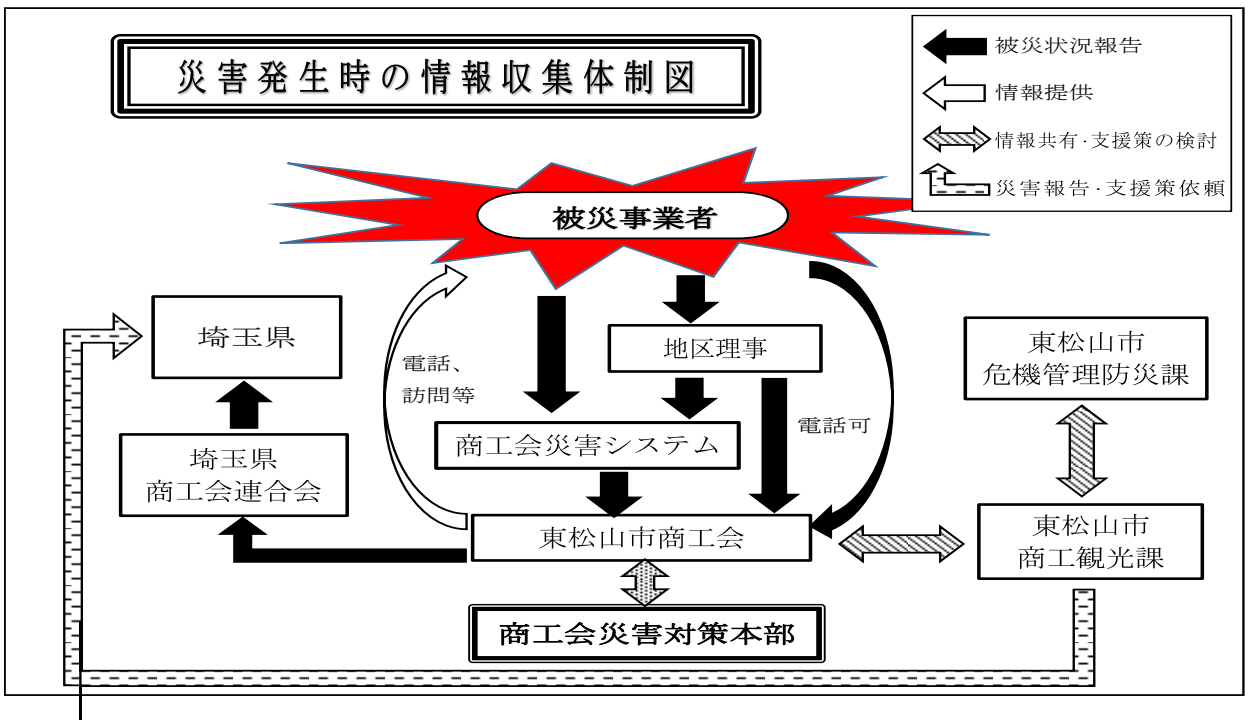
発災後～1 週間	1 日に 3 回程度共有する
1 週間～ 2 週間	1 日に 2 回程度共有する
4 週間～ 1 ヶ月	1 日に 1 回程度共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回程度共有する

③被害状況の情報収集体制

ア) 被災事業者の情報収集

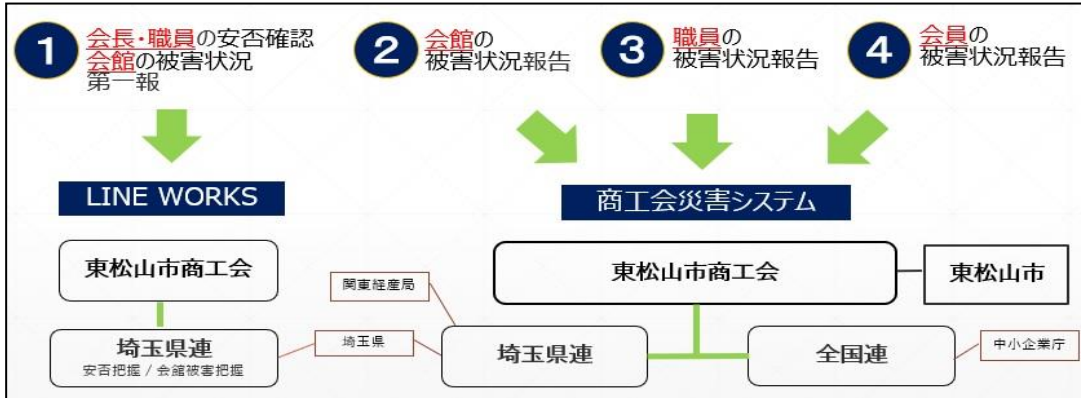
当会では、被災事業者から災害対策本部に直接被害状況報告をいただくほか、各地区の商工会理事を通じて、ヒアリングシートを活用しての情報収集に加えて、商工会災害システムを活用しての文字による被害状況把握と写真による状況把握も可能となるため、より多くの情報を災害対策本部が集約できる体制が構築できる。

収集した情報は当会と当市で共有し、埼玉県商工会連合会、埼玉県に報告する体制とする。



イ) LINE WORKS と商工会災害システムによる情報収集体制

災害発生時には、商工会役職員の安否確認を LINE WORKS を活用して行う。また、商工会館、職員、会員事業所の被害状況報告を商工会災害システムにより迅速に収集、把握を行う。



《被害状況の確認ツール》

No. _____

埼玉県〇〇〇商工会 災害状況報告シート（ヒアリングシート）

調査日: 令和 年 月 日
報告者: _____

災害名称: _____

【事業所データ】

事業者名		区分	親会・青年部・女性部
代表者名		地区名	
従業員数		所在地	
業種	卸売 小売 サービス 飲食 製造 建設 その他 ()	連絡先	

【被害状況】 あり・なし 復旧までの想定期間: _____

《人的被害状況》 * 被害人数・対象者などは備考欄を用いて記入

経営者	なし / 軽傷 / 重傷 / 行方不明 / 死亡
家族	なし / 軽傷 / 重傷 / 行方不明 / 死亡
従業員	なし / 軽傷 / 重傷 / 行方不明 / 死亡

《物的被害状況》

	被害状況	被害額	保険適用の有無(割合)
店舗工場	なし/全壊/半壊/一部破損 /床上浸水/床下浸水/焼失	土地 万円	有・無 ()%
		建物・付属設備 万円	有・無 ()%
商品・原材料	あり・なし	万円	有・無 ()%
機械装置	あり・なし	万円	有・無 ()%
器具備品	あり・なし	万円	有・無 ()%
車両	あり・なし	万円	有・無 ()%
代表者自宅	なし/全壊/半壊/一部破損 /床上浸水/床下浸水/焼失	万円	有・無 ()%
被害総額		万円	

備考(具体的な被害内容等)

※ 保険申請や補助金等を利用することを考慮し、写真等の証憑について確認する(保存をお願いする)。
※ 被害額については原則として申告額とする(計算式を用いて算出を求めるものではない)。

Ⅲ. 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ア) 自然災害等発生時に、災害対策本部を中心に地区内の小規模事業者への情報伝達及び指揮系統を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- イ) 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容についても災害対策本部で協議する。
- ウ) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ調査票を作成しておく。
- エ) 災害対策本部が収集した情報を、埼玉県の指定する方法にて埼玉県へ報告する。

Ⅳ. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、当市と当会が協議し、状況に応じて安全性が確認された場所において2者連携で個別相談窓口を設置する。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

Ⅴ. 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当市及び当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を国及び埼玉県や埼玉県商工会連合会と協議する。
- ・災害からの早期復旧を図るための資金調達等の経営相談について、法定経営指導員等が中心となり対応する。
- ・救援物資や復興工事等の要請については、該当する事業所情報を提供し、速やかに地域内の復旧に対応する

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

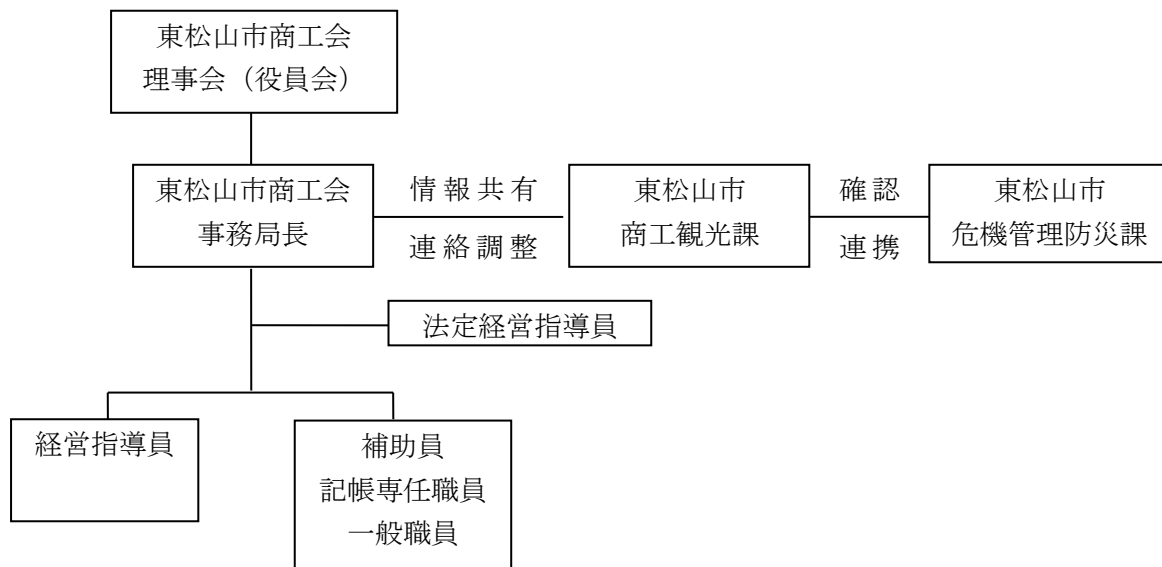
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2021年10月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 村田 秀樹 (連絡先は後述 (3) ①参照)

経営指導員 宮内 秀明 (連絡先は後述 (3) ①参照)

経営指導員 柏俣 一成 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認等、見直し等フォローアップ 1年に1回以上

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

東松山市商工会

〒355-0016 埼玉県東松山市材木町2-3

TEL: 0493-22-0761 / FAX: 0493-24-0687

E-mail: matuyama@syokokukai.jp

②関係市町村

東松山市役所 環境産業部 商工観光課 (本庁舎 B1階)

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58

TEL: 0493-23-2221(代表) 0493-21-1427 (直通) / FAX: 0493-23-7700

E-mail: SHOKOKANKOKA@city.higashimatsuyama.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
チラシ等作成費	40	40	40	40	40
セミナー等開催費	50	50	50	50	50
専門家派遣費	100	100	100	100	100
会議費他諸経費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、東松山市補助金、埼玉県補助金、事業収支等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階 II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 三村 喜宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容
I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP 普及啓発セミナーの開催 II. 埼玉県火災共済協同組合及び東京海上日動火災保険株式会社 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②BCP 普及啓発セミナーの開催
連携して事業を実施する者の役割
I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 ③費用の助成 II 埼玉県火災共済協同組合及び東京海上日動火災保険株式会社 ①パンフレット等の広報物提供 ②事業者 BCP 策定のツール提供及び策定支援

連携体制図等

